

日本国家公務員労働組合連合会との会見概要

日時：平成 25 年 3 月 25 日（月）14：30～15：00

場所：内閣府本府庁舎 227 会議室

出席者：川淵 幹児 審議官 以下 計 2 名

（日本国家公務員労働組合連合会）川村 好伸 副委員長 以下 計 8 名

議題：国家公務員の雇用と年金の接続に関する意見交換

概要：双方の主な発言は、以下のとおり（○：政府、●：国公労連）。

- 雇用と年金の接続については、平成 25 年度以降、年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴う無収入期間を防ぐ必要が、官民を問わず社会的要請と認識。国家公務員労働者の雇用と年金の接続を確保し、長年培った知識と経験を活かしながら安心して働き続けられる充実した制度を確立することが必要である。
- 民間企業においては、8 割以上が継続雇用制度を導入していること等を踏まえ再任用制度によって雇用と年金の接続を図るという昨年の基本方針の考え方を踏襲し、他方で厳しい定員、人件費の状況の下で、希望する職員の再任用の機会を確保する必要があることから、任命権者における柔軟、弾力的な対応を可能とすべく、当面の措置として、現行の再任用制度を活用し、内閣の意思決定として閣議決定により任命権者が希望者を再任用することとしたい。
- 定年退職する職員が再任用を希望する場合、任命権者は当該職員をフルタイムで再任用する。ただし、職員の年齢別構成の適正化を図る観点からフルタイム再任用が困難な場合、職員の個別の事情を踏まえ必要がある場合は、短時間再任用も可とする。
- 再任用希望者が民間の解雇・退職事由に相当する国家公務員法上の欠格事由又は分限免職事由に該当する場合は再任用しない。
- 関連する給与制度上の措置について、人事院に対し要請する。
- 年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに、公務の運営状況や民間企業における高年齢者雇用確保措置の実施状況を勘案し、人事院の意見の申出を踏まえつつ、段階的な定年の引上げも含め雇用と年金の接続の在り方について改めて検討する。
- なお、今週中の閣議決定に向けて調整している。
- 国公労連は公務の高齢期雇用について、従来から一貫して定年の段階的延長を求めてきた。
- この間、政府は、民間では高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が成立しているのに、公務では、人事院の「意見の申出」を無視し、再任用による雇用と年金の接続方針を打ち出したが、昨年の臨時国会には法案も提出しないまま、年金支給開始繰り延べが目前に迫ったこの時期に、現行再任用による雇用と年金の接続を閣議決定しようとしている。行政の怠慢・不作為である。
- 「段階的な引き上げの時期ごとに検討を行う」などと問題を先送りせず、意見の申出にもとづく定年の段階的延長実現に向けて直ちに法案作業をすすめるべきだ。
- 閣議決定（案）の内容では、再任用を希望する全ての対象者の雇用と年金の接続が確実に行われる保障がない。年金支給開始年齢の引き上げは政府として行ったものであり、公務・民間を問わず雇用と年金を接続するのは使用者の責務。総人件費抑制とは切り離れた対応が必要であることから再任用に必要な定員・級別定数は別枠で確保するなど責任ある対応を求める。
- 再任用者の賃金・諸手当について、現行制度のもとでは、人事院勧告にもとづく給与水準の決定となるのは理解するが、重要な労働条件であるにもかかわらず、あるべき水準の考え方も明らかにしないまま責任を人事院に丸投げするのは許しがたい。

各府省の任命権者に対し、勤務形態にかかわらず示された賃金水準に見合う給与格付けを行うことを義務付けるとともに、査定官庁に対して必要な級別定数を確保するよう強く働きかけるべきだ。また、職務遂行に必要な手当はもとより、生活関連手当についても定年前同様に措置されるのが当然である。

- 御指摘は重く受け止めるが、現時点の状況、限られた定員・人件費の中で、職員のために最大限できることを考えた結果である。
- 今後については、この閣議決定は当面の措置であり、然るべき段階で、再任用の状況や民間の状況を踏まえ検討していく必要があると考えている。

人事院の意見の申出も今後の検討においては一つの重要な要素であり、一方で、世の中に職員の適切な処遇として理解されることも必要。そういった観点も含めてしっかり検討していきたい。

- 閣議決定では確実な接続ではないとのことだが、閣議決定で各大臣の責務としていることで対応できると考える。
- 短時間勤務再任用も含めて運用するということになるが、きっちり働いていただくことに対する正当な処遇は確保していきたい。様々な制約条件があるが、関係部署と協力してできるだけことはやりたい。
- 雇用と年金の接続について「確実に」行うことが政府の責任であるにもかかわらず、総人件費抑制や能力・実績主義を振りかざし、恣意的な運用で短時間での再任用強要や退職の強要を行うことは断じて許されない。

こうした問題や懸念が解消されないままでの、閣議決定にあらためて反対する。

仮に、閣議決定をおこなうとしても、①早期に段階的定年延長を実現するための作業に着手すること。②年金支給開始までの生活維持にふさわしい賃金水準等の労働条件を確保すること、③実際の運用に当たって任命権者による恣意的な運用を排除すること、について政府全体としてきっちり対応することを強く申し入れる。

(以上)